～入園希望の保護者さまへ～

▼　子ども・子育て支援新制度

平成２７年４月から開始された「子ども・子育て支援新制度」に伴い、認定こども園や保育所等で子どもの保育を希望する保護者は、**支給認定申請書兼入園申込書**を提出し、子どもごとに利用のための認定を受ける必要があります。

そこでそれぞれの家庭の実情に合ったサービスを提供していくために、３つの区分（１号～３号）による**認定**を受けていただくことになります。

認定の区分は、子どもの年齢や家庭状況によって異なり、その区分に応じて、「保育」、「幼稚」に分けられます。

●１号認定……満３歳以上のお子さんで、保育を必要としない場合
●２号認定……満３歳以上のお子さんで、保護者の就労等の理由で保育の必要性がある場合
●３号認定……０歳６カ月～満３歳未満のお子さんで、保護者の就労等の理由で保育の必要性がある場合

※１号認定は親の就労などの保育の必要性に関係なく、３歳以上のお子さんであれば園に通うことができます。
※３歳以上の子どもについては幼稚園部分から保育所部分へ、または保育所部分から幼稚園部分へ、年度途中に切り替えることが可能です。ただし、幼稚園部分から保育所部分へ切り替えるためには、町から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。また、切り替えに当たっては各園で必要とされる設備・人員基準を満たす必要があるため、実際に切り替えが可能かどうかは協議を踏まえて決定します。

▼　支給認定申請書の記入上の注意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ教育委員会（こども園を経由して提出する場合は、入園を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から２人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いて下さい。
また、津野町では支給認定申請と入園申込書を兼ねた申請書になっております。

（表面）

１　新規か継続かのどちらかに〇を、また継続申込の場合は在園している園にも〇で囲んで下さい。
２　「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを〇で囲んで下さい。
３　「障がい者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを〇で囲んで下さい。
４　「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。
５　保護者の個人番号（マイナンバー）１２桁をご記入下さい（１で新規に〇を付けた方のみ）。またこちらの場合のみ、個人番号カード、個人番号通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しが必要となります（入園申込書の裏面に詳細を記載）。

保護者（申請者）が提出できない場合、「受任者（提出者）」の欄に代理で提出する方の氏名・住所・

申請者との関係をご記入下さい。

6　①「世帯・児童の状況」の欄は、申請児童本人を含めた申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄 は該当するものを〇で囲んで下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に同時に入園希望もしくはすでに通われている児童がいる場合は、職業又は通われている学校名園名等にご記入下さい。

なお、職業又は通われている学校名園名の欄は、申請書提出時点の状況をご記入ください。

その他、アレルギーや健康状態に該当がある場合は該当する欄に記入をお願いします。

新規入園希望者については、こちらでも世帯全員のマイナンバーが必要となります。こちらは個人番号書類の写しについては不要です。

7　②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、認定こども園等の利用を希望する期間を記入して下さい（年度内いっぱい利用する予定なら、3月31日までとご記入下さい）。

8　②「利用を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、家・職場から近いため…など）を記入して下さい。

（裏面）

※　裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合に記入して下さい。

（「無」を〇で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

9　**保育**の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準 保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

⑴就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭外で仕事をしている為、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者がご自宅で日常の家事以外の仕事をしている為、その児童の保育ができない場合

※就労場所が変更となった場合は就労証明書を再提出する必要があります

⑵妊娠・出産　児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合

⑶疾病･障がい　児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいが有りその児童の保育ができない場合

⑷介護等　児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり保護者がいつもその同居又は長期入院・入園している親族の介護・看護にあたっているため、児童の保育ができない場合…など

⑸災害復旧　火災や、風水害や、地震などの不幸があり、復旧の間、児童の保育ができない場合

⑹求職活動　児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合（就職後速やかに就労証明書の提出が必要）

⑺就学　児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

10　③「保育を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、児童を保育できない理由を8の表⑴～⑺のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☑）して下さい。なお、⑴～⑺の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」に チェック（☑）し、内容を（　　）内に記入して下さい。就労・就学等で通勤・通学している場合は、通勤時間（片道）をご記入頂き、また交通手段については車か、他かにチェック（☑）し、他を選択した場合は徒歩、バス、自転車等使っている交通手段をご記入下さい。

「祖父母の状況」については、同居・別居・不在（死別など）のいずれかをチェック（☑）し、別居の場合は祖父母それぞれの住所をご記入下さい。また就労されている場合は、職種や働いている店名などをご記入下さい。

11　③「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（☑）してください。

12　④「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印して下さい。

留意事項：認定（保育の必要性の認定）及び施設への入園については…

- 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- 希望者が多数いるため希望する施設に入園できない場合
- 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合…などがありますので、あらかじめご承知下さい。

▼ 申 込 に 必 要 な 書 類（添付書類）

世帯のそれぞれの方について、児童の保育が必要な理由により、別添の「保育が必要な理由についての証明書・添付書類」の表紙の内容を参考に必要な書類を整えて、支給認定申請書に添付をして提出して下さい。

※　なお、同一世帯から２人以上の児童が入園申込される場合は、添付書類は一部で結構です。

▼ 提 出 先、提 出 時 の 注 意 事 項 に つ い て

提出先は、下記のとおりです（郵送は受け付けておりません）。

- 津野町教育委員会(津野町役場西庁舎２階)
 津野町力石 2870 番地　　℡0889-62-2258
- 幼保連携型認定こども園にじいろ園
 津野町永野 267 番地１　　℡0889-55-2234
- 幼保連携型認定こども園さくらんぼ園
 津野町芳生野甲 200 番地 36　℡0889-62-3260

新規申込者の方は、提出時に本人確認書類の提示が必要です。また保護者（申請者）の方以外が提出される場合、受任者の本人確認書類が必要となります。必要な本人確認書類の詳細については、入園申込書の裏面に記載しております。

２号、３号認定希望の方は保育が必要な理由の証明が必要です。保育が必要な理由についての証明書・添付書類も併せてご提出下さい（上記の申込に必要な書類（添付書類））にも記載）。

▼ 入 園 承 諾 に つ い て

支給認定を受けた児童について、公正な方法で選考し入園の要否を決定します。認定こども園にて面接を行い入園が承諾されます。（面接の日程は後日ご案内します。）

※　入園決定された後、何らかの都合で入園を辞退される場合は、すみやかに役場または入園決定先のこども園までご連絡下さい。

▼ 途 中 入 園 に つ い て

随時受付していますが、年齢別定員等（児童数・職員配置数）の状況により希望施設へ入園できない場合があります。教育委員会またはこども園にご相談下さい。

▼ 教育(幼稚)・保育時間について

認定こども園の教育(幼稚)保育時間は次のとおりとなっています。

１号認定(幼稚認定)
【月～金】
… ９:00～ 13：00～16：00（一時預かり保育時間） **…【対象：３歳～5歳】**

２号認定(保育認定)
【月～土】
… 短時間保育認定…８：00～16：00
… 標準時間保育認定…７：30～18：30
…【対象：３歳～5歳】

３号認定(保育認定)
【月～土】
… 短時間保育認定…８：00～16：00
… 標準時間保育認定…７：30～18：30
…【対象：０歳～2歳】

※ただし、保護者の就労時間の都合等で特に必要な場合に限り、各園が時間を定めて延長保育を実施しています。詳しくは教育委員会または、各園までお問い合わせ下さい。

▼ 入 園 の 取 り 消 し に つ い て

次のような場合には、入園後であっても入園を取り消すことがあります。

○ 入園できる基準に該当しなくなった場合
○ 添付書類、申込内容に虚偽があった場合
○ 園における集団生活に支障があると認められる場合

▼ 入園後の家庭状況変更の届け出について

ご家庭の状況、住所、勤務先、課税額等の変更があった場合は、ただちに教育委員会まで申し出て（届出）ください。

▼ 保 育 料 に つ い て

保育料は、子ども・子育て支援法の規定により保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。そして、その額は個々の生計・課税状況により決まりますので、一律ではありません。

▼ 保 育 料 の 決 定 方 法

○ 新制度開始に伴い、保育料の算定方法が次のとおり変更となりました。新たな保育料（４月分から８月分）は、児童の父、母、児童を養育している者及び、児童又は児童の父母、児童を養育している者を扶養又は専従者として所得控除を受けている者の令和７年度市町

村民税課税状況により決定されます。なお、９月分から翌年３月分までの保育料は当該年度分市町村民税課税状況により決定されます。

※　上記の「児童又は児童の父母、児童を養育している者を扶養又は専従者として所得控除を受けている者」とは、児童と別世帯・別居状態となっていても税法上生計同一と判断されますので、保育料の算定に算入されます。扶養・専従者控除を受ける場合は十分ご注意ください。

○　未申告の場合は、申告により税額が確定するまでの間、最高額の保育料に決定されます。申告により税額が確定すれば、年度途中でも保育料が当初にさかのぼって変更となり、過納付分については還付又は充当されます。

○　確定申告（修正・還付）等により税額が変わった場合には、保育料も変更されますのですぐに役場に届け出て下さい。

▼　保 育 料 の 納 期

○　保育料は１ヵ月分ごとに納期限（同月末日）が定められ、その期限内に必ずお支払いただくことになっています。

※　納期限が土・日曜日の場合は、次の平日となります。

○　原則として金融機関からの口座振替での納付をお願いしています。

○　期日までに支払われず滞納が重なると、地方税法の規定に基づく滞納処分等の実施を行う場合があります。

▼ 給　食

○　【保育認定】…給食は、主食を含めた完全給食。０歳～２歳児は自園調理、３歳～５歳児は給食センターから配送されます。おやつは０歳～２歳児は午前と午後の２回、３歳～５歳児は午後の１回です。０歳～２歳児の給食費は保育料に含まれています。

○　【幼稚認定】…給食センターから配送されます。おやつは午後の１回です

※給食費：月額５，０００円

※おやつ代：月額１，５００円

令和８年度より給食費とおやつ代は全額町負担です。

▼　ならし保育期間

【０歳～2 歳】…入園当初の新入児については、無理なく園生活に慣れるように１週間ほど保育時間を短縮（午前中のみ保育を実施）します。

【3 歳～４歳】…お子さんの状態等によっては 1 週間程度ならし期間として、期間中は午後の保育ができない場合があります。

▼　幼稚認定の預かり保育

認定こども園(幼稚)の休業日において（ただし、日曜日・祝祭日・１２月２９日～１月３日、その他園長が預かり保育を実施できないと判断した日を除く。)、就労等で保育の必要性があるお子さんは、申請により預かり保育を行います。（お弁当、水筒持参）

預かり保育の時間・・・８：００～１６：００
※預かり保育日に延長保育を利用の場合は７：３０～１８：３０
預かり保育料・・・１日４００円　＋　おやつ代実費（８０円程度）

▼　延長保育について（1 号認定）

就労等により保育時間、または一時預かり保育時間を超える保育が必要な場合は申請により延長保育を行います。

・延長保育時間…7：30～8：00、16：00～18：30
延長保育料…月 2,500 円

☆その他ご不明な点がございましたら下記までご連絡をお願いします

お問い合わせ先

・津野町ホームページ　https://town.kochi-tsuno.lg.jp

・津野町教育委員会　℡0889-62-2258

〒785-0595　津野町力石 2870 番地（津野町役場西庁舎２階）

・認定こども園にじいろ園

〒785-0201　津野町永野２６７番地１　℡0889-55-2234

・認定こども園さくらんぼ園

〒785-0503　津野町芳生野甲２００番地３６　℡0889-62-3260

